

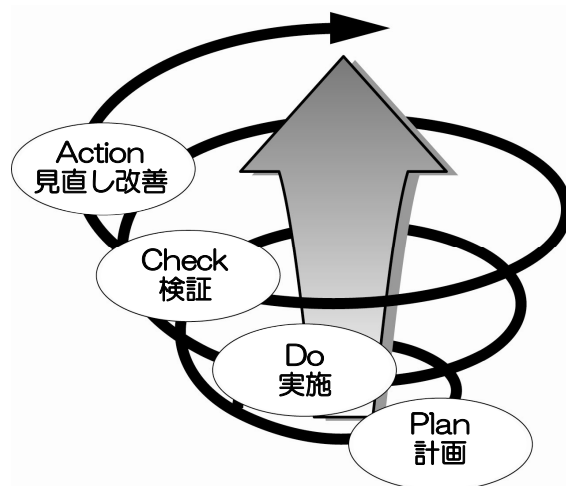
第7章

基本構想の推進に向けた取り組み

1. スパイラルアップによる基本構想の推進

本基本構想では、整備目標を中長期的な視点も含め作成しています。バリアフリー化を取り巻く環境や条件は、日々変化していることから、将来的には社会状況や周辺状況の変化等に柔軟に対応していけるよう、必要に応じて基本構想を見直していきます。

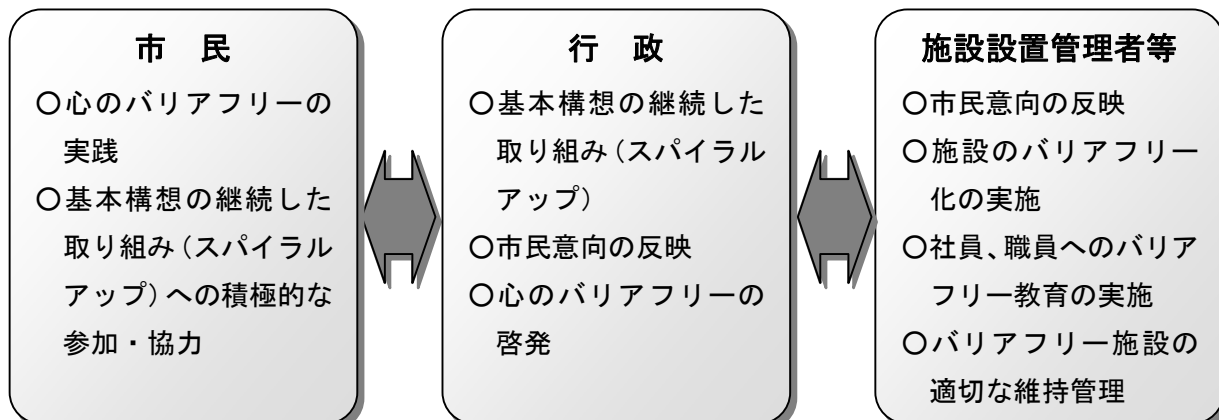
また、計画のみならず事業実施後についても整備内容の点検・評価等の仕組みを確立することが求められます。そして、これらの課程においては、市民等利用者からの意見集約を行いながら、「計画・実施・評価・改善」の継続した取り組み（スパイラルアップ）を実践していきます。



2. 市民および行政、施設設置管理者等との連携による推進

基本構想は重点整備地区において重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進していくものであり、バリアフリー化の実現を図るうえで特に重要なことは、施設単体の整備に留まらず、一体性や連続性を確保していくことにあります。そのため、各関係主体が個別でバリアフリー化に取り組むのではなく、市民及び行政、施設設置管理者等が連携して基本構想を推進していくことが不可欠です。

このため、基本構想の推進にあたっては、各々が下記の役割をふまえ、協力してバリアフリー化に努めるものとします。



3. 基本構想の推進体制

今後、各施設設置管理者等が基本構想に基づいた取り組みを進めていくうえでは、事業の実施等について進捗を検証し、見直し、改善していくことが必要になります。

また、一体性や連続性のあるバリアフリー化を進めていくためには、関係者の連携が重要となることから、市民、施設設置管理者等、関係行政機関等が連携し、それぞれの役割に立ってバリアフリー化を進められるよう、「神戸市バリアフリー推進会議」を継続設置します。そこでは、基本構想に定める整備目標等の実施の進捗確認や、一体的なバリアフリー化に向けての情報交換・連絡調整を行います。また、こうした内容は広く市民への情報提供に努めます。

4. バリアフリー化の実現に向けた支援措置

(1) エレベーター等設置補助、無利子融資（保健福祉局）

本市が民間鉄道事業者に実施している補助制度（平成4年度創設）や無利子融資制度（平成6年度創設）を活用し、これまで、市内44駅で89台のエレベーター、21箇所の多機能トイレの整備等が進められ、1日平均乗降客数3,000人以上である駅舎の段差解消整備率は86.9%（市内99駅中86駅整備）となっています。（平成24年3月末現在）

今後も、当補助を継続実施することで、エレベーターの設置や多機能トイレの設置、案内設備の充実等、バリアフリー化設備の整備を推進していきます。

また、国、県がそれぞれ実施する補助制度の充実等についても積極的に要望していきます。

(2) 「ユニバーサルサービス研修（仮称）」の実施（保健福祉局）

バリアフリー化を推進するためには、施設や設備などの整備だけでなく、施設の職員および市民の高齢者、障がい者に対する理解や協力が不可欠です。

施設の職員に向けて、様々な障がいなどによる移動上、利用上の制約などへの理解を深め、その対応の基本を学ぶ研修を実施します。

(3) 地域で取り組む心のバリアフリーへの支援（保健福祉局）

心のバリアフリー教育は、子どもへの学校教育とともに、地域における意識啓発が欠かせません。本市では、平成23年度より、各小学校区を基本に組織されているふれあいのまちづくり協議会が「心のバリアフリー学習会」などの自主的な企画を行う際に助成をしています。

地域での心のバリアフリー啓発を進めることで、高齢者、障がい者等に対する理解が深まり、移動や施設の利用の際にお互いに手助けするなど、協力してバリアフリー課題を解決できる社会づくりを推進します。

(4) 「こうべUD都市づくり講座・交流会」の開催（都市計画総局）

施設管理運営事業者等を対象に、先進的なユニバーサルデザインの事例紹介や情報交換の場として「こうべUD都市づくり講座・交流会」を開催しています。講座では、全国でも先進的な取り組みを行っている事業者の方を講師にお迎えし、講演会を実施しています。また交流会では、参加者の皆さまが実際に取り組みを行う際のヒントになるよう、様々な施設での取り組み事例を現地見学とあわせてご紹介しています。

(5) 「こうべ・だれでもトイレ」の推進（都市計画総局）

市民や来訪者の皆さまが安心して快適に街へ外出・回遊できるように、高齢者や車いす使用者、乳幼児連れの方など、だれもが使いやすい多機能・多目的トイレ「こうべ・だれでもトイレ」の整備を推進しています。公共施設とともに民間施設からも協力を得て、平成23年11月末現在129施設で整備されています。

整備されたトイレには、公募で決定したシンボルマークサインを設置するとともに、神戸市のホームページや歩道上の案内サインなどで「さまざまな方にやさしい施設」としてPRしています。

5. 全市的なバリアフリー化への取り組み

本基本構想において、前基本構想の4つの重点整備地区から、各区1つ、9つの重点整備地区へ拡大したとはいえ、市域全体から見れば、一部のバリアフリー化についての記述にとどまると言わざるをえません。

これら9つの重点整備地区は全市のモデルとして選定された地区であり、これら以外の地域においても、全市的なバリアフリー化を進めていくことが望まれます。

整備にあたっては、大規模な改修を要するバリアフリー化は、施設等の更新時期に合わせて建築物移動等円滑化基準及び兵庫県福祉のまちづくり条例に適合した施設・設備の整備を図り、小規模な段差の解消やわかりやすいサインの設置等、比較的容易に行えるバリアフリー化については、日常的な維持修繕等のなかで積極的な取り組みが実施されるよう各施設設置管理者に働きかけていきます。